

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 11 月 19 日

「ネパール国カトマンズ盆地における都市交通マネジメントプロジェクト」

(公示日:2021 年 11 月 10 日/公示番号:21a00807)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P5 見積書 2) ⑤ P28、29(8) 広報活動 P31 第 3 条 現地再委託	<p>別見積として⑤広報活動に関する提案がある場合のみ当該活動に係る経費 が指示されています。</p> <p>また P29(8) 広報活動において 「本提案に係る経費の発生が見込まれる場合は、当該経費を別見積として計上する」とあります。</p> <p>一方で P31 では 「その他、広報資料作成・啓発活動実施など、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務についても現地再委託により実施することを認める。現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案し、必要経費を見積書(本見積)に計上する」とあります。</p> <p>再委託の場合は本見積に計上するという指示</p>	<p>p.31 に記載している現地再委託の項目で広報資料の作成を例示していますが、特記仕様書案の中で具体的に広報資料の作成を指示しているわけではございませんので、以下の考え方で整理いただければと思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・広報活動の一環として広報資料の作成をされる想定となる場合は、他の想定される広報活動を含めて別見積で計上頂くようお願いします。・広報活動及び広報資料の作成を想定し、広報活動と広報資料作成の業務を分割したうえで、広報資料作成のみを現地再委託とする場合は、広報資料作成成分を本見積に計上頂くようお願いします。

		<p>は P5 の記載と矛盾するように思えます。また、本見積りに計上となりますと見積開封後の価格競争にさらされてしまいますので再委託を活用した提案は消極的になってしまいますことから、再委託の場合であっても別見積りに計上とさせていただけないでしょうか。</p>	
2	P21 ⑥交通計画アドバイザーとの連携	<p>本項で「UPTA の設置が計画されている」との記載があり、根拠法などの準備が進んでいると言うことですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこまで確定した情報でしょうか？ ・名称から判断すると「公共交通」Authority であり、特記仕様書案に記載されている内容（都市交通政策全般）よりは、公共交通に限られている組織なのではないでしょうか。 ・もし公共交通に限られる場合、本プロジェクトによる関わり方は、記載内容から変わってくるのではないのでしょうか。 ・関連する「交通計画アドバイザー」個別専門家の派遣元は、民間ですか、省庁・自治体でしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネパール側へのヒアリングの結果で、設置の計画は進んでいると仄聞しています。 ・UPTA は全国の各都市において都市交通政策の策定や効率的な交通ネットワークの運営管理体制の構築を目的としており、インフラ・交通省の道路局等もメンバーであることから、必ずしも公共交通のみに限られないとの理解です。一方、現時点で未確定要素も多いことから、本事業開始後に特記仕様書に記載している情報の更新や本事業との関わり方（情報交換や連携）が変更となる可能性は想定されます。 ・「交通計画アドバイザー」は民間企業からの派遣となります。

以上